

プロジェクト リース

項目 第 480 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 480 回企業会計基準委員会（2022 年 5 月 31 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

セール・アンド・リースバック取引について

2. 事務局の提案の方向性に賛成する。
3. 事務局の分析において、簡素および複雑という観点から米国基準の考え方を採り入れたことが説明されているが、何をもって簡素と考えるのか、簡素の意味するところを明確にするとともに、IFRS 第 16 号の考え方を採り入れると簡素とならない理由を、理論的側面と実務的側面の双方から明確に記載したほうが良いと考える。
4. 米国基準の考え方を採り入れる場合、IFRS 任意適用企業が個別財務諸表に IFRS 第 16 号を適用した場合にも修正を不要とする基準を開発するとする方針に反することになる。そのため、どのように IFRS 第 16 号を評価して IFRS 第 16 号の会計処理を選択適用も含めて採り入れないこととしたかを示したうえで、公開草案により広く意見を求めるべきである。また、多くの領域で開発の方針から外れることのないよう留意すべきである。

サブリース取引について

5. パス・スルー型のサブリースの例外的な取扱いについて、厳格に要件を定めることにより例外を設けるとした事務局の提案に賛成する。
6. サブリース取引では、リース料が変動リース料に該当する可能性がある場合や、中間的な貸手が使用权を有さない可能性もあると考えられるため、資産及び負債の両建てに関する会計処理の考え方を先に示しパス・スルー型のサブリースが例外的な取扱いの位置づけであることが理解できるような記載にして頂きたい。
7. パス・スルー型のサブリースの例外的な取扱いの会計処理について、収益及び費用の表示を総額とするか純額とするかに関する定めがないため、収益認識に関する会計基準の考え方等の整合性も考慮つつ、考え方を整理したほうが良いと考える。

8. リース適用指針の文案イメージにおける「使用権資産の公正価値」の表現は理解が困難であるため表現を検討したほうが良いと考える。
9. サブリース取引の例外的な取扱いとして定められた「転リース取引」と「パス・スルー型のサブリース取引」に関して例外的な取扱いの適用関係を整理したほうが良いと考える。

資産除去債務に関する会計基準及び資産除去債務に関する会計基準の適用指針の改正案について

10. 特段の意見は聞かれなかった。

IFRS 第 16 号における設例の取扱い（少額資産のリースとポートフォリオへの適用）について

11. 特段の意見は聞かれなかった。

我が国に特有な取引等についての設例について

12. [設例 3]普通借地契約におけるリース期間（借手が建物の物理的使用可能期間より短い期間をリース期間とする場合）の設例に関して、10 年を超えると判断する蓋然性が低いと考えた理由をもう少し丁寧に説明したほうが有用な設例になると考える。
13. 判断結果としてのリース期間を明示する設例と、思考プロセスのみを示す設例が混在しているものの、思考プロセスのみを示す設例は、詳細な前提条件がつけば年数で示し得たものと考えられ、思考プロセスを示す設例が混在していることに違和感が生じないのであれば、全体として整合性は取れていると判断できることから、事務局の設例の修正案に賛成する。

以 上